

【新刊書籍】シリーズ最新刊！『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 交通事故編』発刊！

交通事故事件を受任した際、最初に手にする一冊！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 交通事故編』を、2024年2月6日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104834.html?utm_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/7ca8kW8>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17746741/>

若手弁護士が事件の受任時に直面する、資料や証拠の調査・収集。

なかでも交通事故事件では、交通事故証明書からドライブレコーダーの映像、現場写真、さらには医療記録と多岐にわたる資料・証拠を入手し、さらにそれを適切に評価する必要があります。

本書はそんな資料・証拠の調査や収集方法を解説した実践書です。

調査・収集の手法に加え、実際の書式もサンプルとして掲載。先輩弁護士の豊富な経験談も収録しており、実務において陥りやすい失敗やつまづきを防ぎます！

交通事故を受任したら、まずはこの一冊から！ぜひご検討ください。

※『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集』シリーズ詳細は末尾から！

【本書の特長】

1. 交通事故証明書や医療記録など、交通事故事件で必要となる資料・証拠の調査や収集方法を解説！

- 2. 収集した資料・証拠の読み方についても実例を踏まえ解説！交通事故事件の対応時に必要な知識をしっかりと身に付けられる！
- 3. 先輩弁護士の経験談を豊富に掲載！陥りやすい失敗から実務の勘所を学び、つまづきを防ぐ！

V 被害者請求（16条請求）の方法

被害者請求をするときは、まず、提出先の自賠責保険会社を交通事故証明書で確認し、当該自賠責保険会社へ保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書等の申請書類の送付を依頼し、所定の書式一式を取り付ける¹⁴。そして、請求する損害に応じて、以下の書類を自賠責保険会社へ提出する運びとなる¹⁵。

なお、被害者請求は、総損害額の確定前であっても、保険金額の範囲内で何度でも行うことができる。

1 保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書

所定の書式を自賠責保険会社から取り付け、請求者についての事項、自賠責保険や交通事故を特定する事項、支払先等をそれぞれ記入し、請求者の印鑑証明書の押印を添えて、提出する。

The image shows two forms related to insurance claims. The top form is the '自賠責保険賠償責任保険 支払請求書' (Insurance Claim Form), which includes fields for the claimant's name, address, and contact information, as well as details about the accident and the insurance policy. The bottom form is the '指定依頼書・保証書' (Designation Request Form and Guarantee), which is used to designate a beneficiary for the insurance proceeds and includes a section for the claimant's signature and seal.

14 自賠責法施行令3条参照。
15 損害保険料率算出機構 自賠責損害調査センター「自賠責保険（共済）損害調査のしくみ」https://www.gi.ri.or.jp/publication/pdf/overview_eali_survey.pdf

経験談⑤ 信号サイクルについて

都内の交差点で発生した車両とバイクの交通事故についての事案です。車両の運転手が私の依頼者です。車両は直進で交差点に進入し、バイクは対向車線から交差点に入り、右折しようとしたところで車両と衝突しました。車両の運転手は自分の対面信号は停止線直前で青色から黄色に変わったと主張し、バイクの運転手は交差点に進入する際、自分の対面信号は右折矢印信号が点灯していたと主張しています。右折青矢印信号が点灯しているときは、対向車線側の信号は赤色のはずですから、どちらかが信号を見落としていたか虚偽の供述をしていることとなります。この事故を取り扱った所轄の警察官は、事故の翌日、事故発生時刻の前後20分間、事故現場で信号サイクルをストップウォッチで計測した結果を記載した「信号表示報告書」を作成しており、取り寄せた刑事記録に含まれていました（筆者注：かなり以前の事件ですので、今はこういうアナログな計測はしていないのではないかと考えられます）。この報告書による事故発生時刻の信号表示と、事故の目撃者（ただし、事故発生時の信号表示は見えていませんでした）の証言を総合すると、バイクの運転手の主張が裏付けられることとなります。先輩弁護士から「交通事故事件を受任したら何處でも現場に行きなさい」と言われていた私は、事故と同じ時間帯に、3回ほど事故現場に行ってみました。すると、想像していたよりもずっと大きくて交通量の多い交差点で驚きました。しかも、信号の移り変わりを眺めていると、どうも一定のサイクルで動いているのではないように感じました。そこで、23条照会での交差点の事故当時の信号サイクル表を取り寄せると、実はこの交差点の信号は、コンピュータによる集中制御方式で運用されており、信号付近の交通状況に応じて交通制御センターのコンピュータが信号機のサイクルを随時変更するシステムになっていることがわかりました。そして、事故日の事故発生時刻の信号表示のデータによれば、車両の運転手の主張と整合することがわかり、結局、当方の主張に

沿った和解が成立しました。現場100回ならず3回ではあったものの、やはり現場に直接足を運ぶことは大切だと実感しました。今はインターネットで事故現場の正確な地図や写真を簡単に入手することができますが、事故発生態様や過失割合割合について争いのある事件については、ぜひ事故現場に行ってみることをお勧めします。

3 工学鑑定

工学鑑定とは、自動車工学等に関する専門的知見に基づき、事故状況を解析するものである。例えば、事故現場に残ったブレーキ痕や、事故車両の損傷の形状や程度、損傷箇所などの客観的な証拠をもとに、衝突の仕方や衝突速度を算出して、その結果を記した意見書により、事故態様を解明するというものである。依頼者が任意保険に加入していれば、任意保険会社が提携する鑑定会社に依頼することもありますが、そうでない場合には鑑定を行ってくれる会社を探さなくてはならない。費用は事故態様や会社によってまちまちであるが、50万円以上かかることが多い。

4 タコメーター

タコメーターとは、エンジン、モーターなどの回転数を指示する計器である。業務用のトラック等に搭載されていることが多い。事故発生当時のタコメーターを確認することにより、車両の速度等を知ることができ、速度超過の有無や急ブレーキの有無の証明資料となる。

【目次（抜粋）】

序 編

第1編 基本的調査事項

第1章 交通事故証明書

経験談① 自転車事故の交通事故証明書

第2章 当事者等に関する調査

第3章 事故態様・過失割合に関する調査

経験談②Googleストリートビューと実際の現場について

経験談③Googleストリートビューで路上設備の状態を確認

経験談④自賠責で因果関係を否定された損害について訴訟で賠償を得た事例

経験談⑤信号サイクルについて

第4章 責任原因の調査検討

経験談⑥自賠責保険調査事務所の「他人性」審査は厳しい？

第5章 人身傷害に関する調査（受傷内容、治療経過、後遺障害に関する資料）

経験談⑦依頼者の医療記録上の不利益な供述等

経験談⑧医療記録の取り寄せ並びに主治医に相談する際の留意点

経験談⑨傷害立証の診断書・意見書

経験談⑩異議申立ての立証について試行錯誤した事案

第2編 保険等に関する基礎知識

第1章 はじめに

第2章 自賠責保険

経験談⑪自賠責は2度請求できる？

第3章 労災保険

第4章 人身傷害保険

経験談⑫差額説に立つと訴訟が必要！！

経験談⑬人身傷害保険によって事件解決となった事案

第5章 その他の保険等について

第3編 物的損害に関わる諸問題

第1章 請求の準備（損害額の算定）

経験談⑭価値ある中古自動車の「時価」評価はどうするのか？

経験談⑮この修理費用は高額ではないか？

第2章 請求に際しての諸問題

第4編 人的損害に関わる諸問題

第1章 請求の準備（損害額の算定）

経験談⑯接骨院の不正請求疑惑

経験談⑰文書送付嘱託で逆転を喫す

経験談⑱赤字申告の自営業者の逸失利益

経験談⑲後遺症による損害に関して既存障害が認定され、基礎収入も問題となった事案

経験談⑳死亡事案の対応

第2章 賠償請求額の算定（過失相殺、損益相殺等）

経験談㉑文書送付嘱託でわかった被害者の既往歴

第3章 請求に際しての諸問題

第5編 解決方法・事件処理に関する諸問題（交渉・示談・ADR・調停・訴訟）

第1章 時効に関する留意事項

第2章 交渉・裁判外紛争処理機関（ADR）・調停

経験談②通院が不十分な場合で損害との因果関係の立証が困難であった事案

第3章 訴訟

経験談③複数の医療機関の受診

経験談④医療記録を効果的に反対尋問で使う

経験談⑤医師の書面尋問

第6編 その他

経験談⑥途中から引き継いだ外国人依頼者の事案

【商品概要】

『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 交通事故編』

[編著] 第一東京弁護士会第一倶楽部

・ 定価：5,940円(本体：5,400円+税10%)

・ 頁数：432頁 ・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104834.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/7ca8kW8>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17746741/>

【シリーズ大好評発売中！】

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集<第2版>

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104832.html?utm_source=prtmes

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 不動産編

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104609.html?utm_source=prtmes

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 相続編

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104397.html?utm_source=prtmes

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000673.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer_support@daiichihoki.com